改正案	野
第一条から第十二条まで (現行のとおり)	第一条から第十二条まで (略)
Fればならない。 廃棄物審議会及び関係区市町村の意見を聴かなれを変更しようとするときは、あらかじめ東京都下「廃棄物処理計画」という。)を定め、又はこ物の減量その他その適正な処理に関する計画(以第十三条 知事は、法第五条の五の規定による廃棄(廃棄物処理計画の策定)	
第十四条から第二十三条まで (現行のとおり)	第十四条から第二十三条まで (略)
3から9まで (現行のとおり)処理計画に関する事項 三 法第五条の五第三項の規定に基づく廃棄物一及び二 (現行のとおり)2 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。第二十四条 (現行のとおり)	ろからりまで (略) 処理計画に関する事項 三 法第五条の三第三項の規定に基づく廃棄物一及び二 (略) 2 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。第二十四条 (略)
第二十五条から第二十七条まで (現行のとおり)	第二十五条から第二十七条まで (略)
別表(第二十一条関係)	別表(第二十一条関係)

卌	務	名 塔	名員	題 競 会 出	事	俎	称	超	期 数以時
	行のとお六まで	り) (現行のとお	じ () た お 行	り () () () () () ()	(略) 一から六まで	(留)		(留)	(留)
の発験に乗ります。	すり物づ頃第るの処くの十審中分産規制を開発を開いませる。	り) (既行のとお	り () () () () () () ()		はなる を る の は を の の を の を の を の を の を は が の を の を の を の を の を が が で が で が で が が が が が が が が が が が が	(留)		(留)	(留)
おりまる。現場では、実験では、実験では、ままままでは、ままままままままままままままままままままままままままままま	首請可物づ通網にの他くの十対更分更分産が産業の す新業業に発	り)(既行のとお	り () () () () () ()	- I	を を を を は は は い の が が が が が が が が が が が が が が が が が が	(留)		(留)	(留)
	行のとお	り) (現行のとお	こ) のかも (既行		(略) 九から十二まで	(留)		(雤)	(留)

音響業への禁門では いるでは をはいるを をはるのでは をののはは をののはは をしるを をした。	も (配 (配 (と	りの((と現 お行	こ (の (の (の (の (の (の (の (の (の (の (の (の (の	香舗業業への終 にの解特はの発 すり物でにはの ありを確にはまるのと をものを確けませる。 をものを確けませる。	(留)	(留)	(留)
を を の の の の の の の に の の の に の の の の の の の の の の の の の	も (明 (の と	りの() と現 お行	りの) (と現 お行	は の の の の の の の の の の に の の の に の の の の の の の の の の の の の	(留)	(留)	(留)
とおり)で (現行の十五から十七ま	おり) (既行の か	じ () () () () ()	こ) のかお	で (略)十五から十七ま	(留)	(留)	(留)

審申後にの兼基一条 古調画係設物(国の にのる置処への二法 対計事の理産規の す可頃許施業定五十 るのの可設廃に第五十	も (の) (既 (の	じ の () と 現 お	-	審申変にの棄基一条/ 査請更係設物づ頃の にのる置処くの二法 対許事の理産規の第 す可頃許施業定四十 るのの可設廃に第五	(留)	(留)	(留)
のとおり) まで (現行 十九から二十一	おり) (現行のと	り) のとも (既介	じ の か お 紀	まで (略)十九から二十一	(盤)	(留)	(留)